

## 12月2日に後期高齢者医療被保険者証の新規発行は終了します

後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」という)の利用登録をしたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という)への移行が進められています。今後はマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行にともない、12月2日から現行の被保険者証の新規発行および再交付はできなくなります。なお、12月2日以降に後期高齢者医療に加入された方のうち、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付する予定でしたが、12月2日から令和7年7月31日までの期間に後期高齢者医療に加入される方には、制度の円滑な移行のための(特例的運用)として、「資格情報のお知らせ」の交付に替えて「資格確認書」を交付することになりましたのでお知らせします。

### 12月1日までに後期高齢者医療制度に加入されている方

既に交付済みの被保険者証は記載の有効期限(令和7年7月31日)まで引き続き使用できます。**ただし、被保険者証を紛失等された場合、12月2日以降は現行の被保険者証は再交付することができません。**このため、マイナ保険証の利用登録をされている方は、そのままマイナ保険証のみをご利用いただくところですが、令和7年7月31日までの間においては再交付にかかる(特例的運用)として、**マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、有効期限が令和7年7月31日までの「資格確認書」**を交付することになります。

### 12月2日から令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に加入される方

現在加入されている医療保険で交付済みの被保険者証は75歳のお誕生日の前日まで引き続き使用できます。

#### ・マイナ保険証の利用登録をされている方(特例的運用)

加入日(75歳になる日)の前月に、「資格情報のお知らせ」に替えて、**有効期限が令和7年7月31日までの「資格確認書」**を自動で交付(郵送)します。

#### ・マイナ保険証の利用登録をしていない方

加入日(75歳になる日)の前月に、**有効期限が令和7年7月31日までの「資格確認書」**を自動で交付(郵送)します。

「資格確認書」とは…氏名・被保険者番号・自己負担区分など医療機関等を受診するために必要な情報が記載されており、窓口で提示することで現行の被保険者証と同じように利用いただくことができます。

マイナ保険証を利用登録している方に令和7年7月31日までの期間に限り「資格確認書」を交付するのは、移行期間に掛かる暫定的な運用です。令和7年8月1日以降の運用につきましては、詳細が決定次第お知らせします。

## 子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成・未熟児養育医療費助成 令和6年 各制度の受給者の方・これから申請をする方へ 12月2日以降

上記の医療費助成制度では新規申請時や健康保険の資格内容に変更があった場合に、保険証の確認をしています。**令和6年12月2日より新規の保険証が発行されなくなるため、この日以降に新規申請する場合や、すでに受給中の方の健康保険の内容に変更があった場合は、保険証の代わりとなる以下のものをご用意ください。**

### 後期高齢者医療制度以外の方

#### マイナンバーカードを保険証として 利用登録されている方

- 保険者が発行する資格情報のお知らせ

#### マイナンバーカードを保険証として 利用登録されていない方

- 保険者が発行する資格確認書

### 後期高齢者医療制度の方

#### ● 後期高齢者医療広域連合が発行する資格確認書

- ※子どもはぐくみ医療費助成・未熟児養育医療費助成はお子様の健康保険を確認します。
- ※ひとり親家庭等医療費助成は父母等およびお子様の健康保険を確認します。
- ※重度心身障害者等医療費助成は受給者ご本人の健康保険を確認します。(身体障害者手帳および療育手帳が新しく交付された時も確認が必要です)

なお、新規申請時や資格内容の変更時に受給者・被保険者の所得確認が小松島市でできない場合、上記以外の書類をお願いすることもあります。詳しくはお問い合わせください。

〒市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp